

- 問1 酒を飲んで運転してはいけないが、覚せい剤は、ねむ気をさますから、むしろ飲んで運転すべきである。
- 問2 交差点では「他の車のかげになっている部分に歩行者や車がないか」に十分注意する。
- 問3  この標識のあるところで、午後1時から午後2時までの間、60分間駐車した。
- 問4 車を運転して交差点付近を通行中に緊急自動車が接近してきたら、交差点をさけ、道路の左側に寄って徐行する。
- 問5 車両通行帯のある道路で車線をしばしば変更すると、後続車の迷惑になり、事故の原因になるのでできるだけ変更しないほうがよい。
- 問6  このような路側帯は歩行者が通行していなければ、自転車で通行することができる。
- 問7 規制標識は、特定の交通方法を禁止したり、特定の方法に従って通行するように指定したりするものである。
- 問8 車庫などに車を入れるときは、前進で入り後退で出るようにするのがよい。
- 問9  このような標示は、前方に横断歩道か自転車横断帯のあることを表わしている。
- 問10 子どもがひとり歩きをしているときには、警音器を鳴らし注意を与えてできるだけ速い速度で通るのがよい。
- 問11  このような標識のあるところでは、車は矢印の方向以外へ進行してはいけない。
- 問12 停止距離とは、ブレーキがきき始めてから、車が停止するまでの距離をいう。
- 問13 自転車道でも道路外の施設に出入りするためなら横切ることができる。
- 問14  このように矢印の方向から進んできて左折するときは、アの位置の信号が青色であれば、イの位置の信号が赤色でも左折することができる。
- 問15 道路のまがり角であっても、追い越しに十分な余地のあるところでは、前の自動車を追い越すことができる。
- 問16  この標識があるところを通行するときは、強い横風が吹くおそれがあるので、注意して通行する。
- 問17 オートマチック車は、運転の基本を正しく理解さえすれば、マニュアル車にくらべてより危険が少ないので、安易な気持ちで運転することができる。
- 問18 進路変更をするときは、まず合図をした後、バックミラーなどで後方の安全を確かめる。
- 問19 路線バスの専用通行帯は、通行する路線バスが近くにいるときであれば、自動二輪車は、いつでも通行することができる。
- 問20 標識などで転回が禁止されているところでも、交通量が少ないときは他の交通に危険をおよぼすことがないので、転回してもよい。
- 問21  このような標識のあるところでは、停止線の直前で一時停止しなければならぬが、いったん停止後は、交差する道路の車に優先して通ることができる。
- 問22 横断歩道の手前で止まっている車の側方を通過するときは、停止車両のそばを徐行して前方に出る。
- 問23 停留所で止まっている路線バスに追いついたときは、バスが発進するまで、後方で停止して待っていなければならない。
- 問24  このような標識のある道路では、大型自動二輪車や普通自動二輪車は二人乗りをして通行してはいけない。
- 問25 危険をさけるためやむを得ない場合のほかは、急ブレーキをかけてはいけない。



- 問26 車両通行帯のない道路では、追い越しなどの場合は別として、道路の左側に寄って通行しなければならない。
- 問27 乗客の乗降のため停留所で止まっている路面電車に追いついた場合は、その後方で停止していなければならないが、安全地帯があるときは乗り降りする人がいてもそのまま徐行しないで通行することができる。
- 問28  このような標示があったら、交通渋滞で車間距離をつめて徐行中であっても、この標示内に停止してはいけない。
- 問29 運転者は、交通規則を守っていれば、他の交通利用者のことまで考える必要はない。
- 問30 信号機のある踏切では、信号が青色であれば、一時停止や安全確認をしないで通過してよい。
- 問31 車両通行帯があるトンネルで、大型貨物自動車を追い越した。
- 問32 水たまりや、ぬかるみを通行するときは、泥や水などを飛ばして他人に迷惑をかけないようにする。
- 問33 右のように、交通整理の行われていない道幅の同じ交差点にさしかかった場合には、普通乗用車Bは二輪車Aの通行を妨げてはいけない。
- 問34 路地や物かげからボールが飛び出してきたときは、つづいて子供が飛び出してくると思ったほうがよい。
- 問35 学童の通学路に指定されている歩行者用道路でも、学校長の許可があれば車は通行することができる。
- 問36  このような標識は、普通免許を受けた人のうち、運転に自信のない人がつける標識である。
- 問37 横断歩道や自転車横断帯を通過するときは、横断する歩行者や自転車がなくても一時停止しなければならない。
- 問38 大型免許を受けた者は、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車を運転することができる。
- 問39 オートマチック四輪車を運転する場合、ブレーキペダルを踏んでおかないと、アクセルペダルを踏まなくても車が動くことがあるが、これをクリーブ現象という。
- 問40 右のような道路では、矢印のように進行することができる。
- 問41 乗車定員11人のマイクロバスは、普通免許で運転してもよい。
- 問42 上り坂の頂上付近は、標識があるときに限り徐行しなければならない。
- 問43 車が連続して進行している場合、前の車が交差点や踏切などで停止したり徐行したりしているときは、交通の混雑をさけるためできるだけその前に割り込みをしたほうがよい。
- 問44  左図の標識をつけた車が通行していたが、危険防止のためやむを得ず、側方へ幅寄せした。
- 問45 交差点で左折する場合は、先に交差点に入った右折車を無理に止めてでも、優先して通行することができる。
- 問46  このような手信号のときは、矢印の方向から進むことができる。
- 問47 自動車を運転する人は、たんに交通法規を守って運転するだけでなく、万一に備えて自動車保険に加入したり救急用具を車に備えつけるよう心がけなければならない。
- 問48  このような標識のあるときは、追い越しのために進路を変えたり横を通りすぎてはならない。
- 問49 信号機の青色の灯火は、進めの命令ではないから、横断歩道や踏切の中で、出られなくなるような交通状態のときは、青色でもその中に進入してはならない。
- 問50 四輪車に乗ったときのシートの前後の位置は、クラッチを踏み込んだときに、ひざがまっすぐにのびる状態に合わせたほうがよい。

